

ばい煙発生施設に関するばい煙量等の測定頻度等（施行規則第15条）

施設の種類	硫黄酸化物排出量 (m ³ N/h)	最大湿り ガス量 (m ³ N/h)	硫黄酸化物 ^{※1}		ばいじん ^{※1}	有害物質 ^{※1}	
			総量規制地域 内の特定工場	左記以外		窒素酸化物 ^{※2}	その他
ガス専焼ボイラー、 ガスタービン、 ガス機関	10 以上	4 万以上	常時	2 ヶ月に 1 回以上	5 年に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上	—
		4 万未満				1 年に 2 回以上 ^{※3}	
	10 未満	4 万以上	測定頻度は 定められていない			2 ヶ月に 1 回以上	
		4 万未満				1 年に 2 回以上 ^{※3}	
ガス発生炉のうち 水蒸気改質方式 の改質器 ^{※4} 、 燃料電池用改質器	10 以上	—	常時	2 ヶ月に 1 回以上	5 年に 1 回以上	5 年に 1 回以上	—
	10 未満		測定頻度は 定められていない				
廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	10 以上	常時	2 ヶ月に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上	
						10 未満	測定頻度は 定められていない
		4 万以上	2 ヶ月に 1 回以上				
		4 万未満	1 年に 2 回以上 ^{※3}				
	焼却能力 4t/h 未満	10 以上	常時	2 ヶ月に 1 回以上	1 年に 2 回以上 ^{※3}	2 ヶ月に 1 回以上	
						10 未満	測定頻度は 定められていない
		4 万以上	2 ヶ月に 1 回以上				
		4 万未満	1 年に 2 回以上 ^{※3}				
上記以外の 全ての施設	10 以上	4 万以上	常時	2 ヶ月に 1 回以上	2 ヶ月に 1 回以上		
		4 万未満			1 年に 2 回以上 ^{※3}	1 年に 2 回以上 ^{※3}	
	10 未満	4 万以上	測定頻度は 定められていない		2 ヶ月に 1 回以上		
		4 万未満			1 年に 2 回以上 ^{※3}	1 年に 2 回以上 ^{※3}	

※1 排出基準が適用されない項目（当分の間、適用が猶予されている項目を含む）については、測定の対象とはならない。

※2 窒素酸化物総量規制地域内の特定工場に設置されており、最大湿り排出ガス量が 4 万 m³N/h 以上の施設（燃料電池用改質器を除く）については、常時測定が必要である（福岡県は対象地域外）。

※3 継続して休止する期間が 6 月以上の施設の測定回数については、1 年に 1 回以上

※4 水素製造能力 1,000m³/h 未満の施設で、気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。

※5 ばい煙に係る特定施設（条例ボイラー）については、測定頻度は定められていない。